

介護保険料の改定

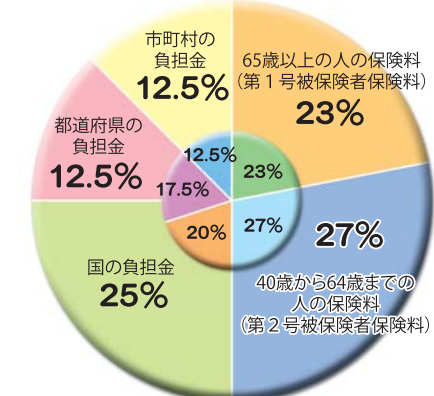
介護保険事業費の見込み

介護保険事業費は、介護サービス利用に対する給付や、介護予防事業などの地域支援事業の費用など、本計画を実行するために要する費用の合計です。介護保険の給付に必要な介護保険事業費は、30年度から32年度までの3年間で約362億円を見込んでいます。

介護保険料の仕組みと財源

介護サービス利用費は、9割を介護給付費で賄うため、利用者は1割の負担で利用することができます

■図2 介護給付費負担割合



※内側の円は施設介護への給付の財源割合

（一定以上の所得がある人は2割または3割負担）。
介護給付費の財源は、50^{パーセント}は国・県・市の公費です。残り50^{パーセント}は介護保険料で、65歳以上の人（第1号被保険者）が23^{パーセント}、40歳から64歳までの人（第2号被保険者）が27^{パーセント}を負担します（図2）。
65歳以上の人は、市が決定した保険料を特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書か口座振替）で納めますが、40歳から64歳までの人は、加入する健康保険料に含まれ、その額は加入する健康保険で決めます。

第7期の介護保険料基準額

65歳以上の人が30年度から32年度までに負担する介護保険料は、市の介護保険事業計画で定めています。これは、必要とされる介護サービスの量や費用に合わせた保険料とし、保険料の全額を介護給付費に充てるためです。これにより、65歳以上の人が負担する保険料の基準額は月額5200円（年額6万2400円）となります（図3）。

基準月額とは、30年度から32年度まで3年分の費用のうち、第1号被保険者が負担する額の平均月額です。29年度までの基準月額5000円（年額6万円）と比較すると、月額2000円（年額24000円）の引き上げになります。

低所得者への保険料軽減

介護保険料は、本人と世帯の所得や住民税の課税状況に応じて、段階的に保険料が上がる「所得段階制」になっています（表2）。

第7期計画では、所得段階は従来どおり11段階に設定。第1段階の低所得者には、公費を投入し保険料の軽減を行います。所得の低い人の負担を抑え、所得の高い人に応分の負担をお願いすることにしました。30年度の保険料通知は7月上旬に発送する予定です。介護保険事業の円滑な推進に、市民の皆さんのご理解をお願いいたします。

第7期計画書は、市役所本庁および各総合支所の介護保険担当窓口で閲覧できるほか、市ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

■図3 65歳以上の介護保険料基準月額の算出

介護給付費などの見込額① × 負担割合② − 基金繰入額③

第1号被保険者数（所得段階別）④

÷ 12月 ÷ 5,200円

①	約362億円	30年度から3年間で市が給付する費用の総額
②	23%	①のうち、65歳以上の人が負担する割合
③	5億円	保険料の上昇を抑止するために繰り入れる介護給付費準備基金
④	116,715人	30年度から3年間の65歳以上の延べ人数。実際の人口推計値118,495人に基準額に対する割合を掛けて算出

※計算式は、国の財政支援措置費分などを省略し簡略化してあるため、各項目の数値を当てはめて計算しても答えは一致しません

■表2 所得段階別保険料（年額）

保険料欄のかっこ内は、基準額に対する調整割合。第1段階であれば、基準額62,400円に調整割合の0.40を掛けて保険料は24,900円になります。

所得段階	対象者	改定後の保険料 〔30～32年度〕	改定前の保険料 〔27～29年度〕
第1段階	・市町村民税世帯非課税 ^{※1} の老齢福祉年金受給者 ・生活保護被保護者 ・市町村民税世帯非課税で、公的年金など ^{※2} の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	24,900円 (0.40) ^{※3}	21,000円 (0.35)
第2段階	市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	40,500円 (0.65)	36,000円 (0.60)
第3段階	市町村民税世帯非課税で、第1段階と第2段階に該当しない人	46,800円 (0.75)	42,000円 (0.70)
第4段階	市町村民税世帯課税 ^{※4} ・本人非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	56,100円 (0.90)	54,000円 (0.90)
第5段階 (基準額)	市町村民税世帯課税・本人非課税で第4段階に該当しない人	62,400円 (1.00)	60,000円 (1.00)
第6段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人	74,800円 (1.20)	72,000円 (1.20)
第7段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	81,100円 (1.30)	78,000円 (1.30)
第8段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	93,600円 (1.50)	90,000円 (1.50)
第9段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	99,800円 (1.60)	96,000円 (1.60)
第10段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	112,300円 (1.80)	108,000円 (1.80)
第11段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	124,800円 (2.00)	120,000円 (2.00)

※1 本人と同一世帯員全員が、その年度の市町村民税が課されていない世帯
※2 公的年金のうち非課税年金（遺族年金、障害年金など）は除く
※3 低所得者に対して、国、県および市の補てんにより保険料を軽減。軽減しない場合は、28,000円（0.45）
※4 同一の世帯員全員のうち、その年度の市町村民税が1人以上課税されている世帯

今回の制度改正での 主な変更点

①認定有効期間の延長

要介護・要支援認定の更新認定に係る有効期間について、30年4月1日から上限が36カ月となりました。（これまでの上限は24カ月）

②負担割合の変更

世代間の公平性を保ち、介護保険制度を持続させていくという観点から、一部のサービス利用者の負担割合が30年8月から3割に引き上げられます。

③介護医療院の創設

長期にわたり療養が必要とされる高齢者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他の医療ならびに日常生活上の世話をを行うための介護保険施設として創設されました。

④新たに共生型サービスを位置付け

高齢者と障がい児などが同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新しく共生型サービスが位置付けられました。